

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第80号

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市移住就業支援金交付要綱（令和7年鴨川市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号アを次のように改める。

ア 履歴事項全部証明書、開業届の写し等

第5条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 別表第3項に掲げるテレワークに関する要件を満たす者であって、個人事業主であるものにあつては、前号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 業務委託契約書等（申請日以降にテレワーク等により移住前の業務を継続して行うことを確認することが確認できる書類）

イ 開業届の写し又は確定申告書の写し

ウ 確定申告書等（申請前3か月間における当該テレワーク業務の収入を確認することができる書類）

別表第1項第2号イに次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第3項第3号中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改め、「（地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ）」を削る。

別記第1号様式中

「ア 開業届出済証明書等」を「ア 履歴事項全部証明書、開業届の写し等」に、「

(8) テレワークに関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（テレワーク）  
（別記第3号様式）

(9) 関係人口に関する要件を満たす者にあつては、この要件を満たすことを証する書類

(10) 起業に関する要件を満たす者にあつては、起業支援金交付決定通知書

(11) その他市長が必要と認める書類

」を「

(8) テレワークに関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（テレワーク）  
（別記第3号様式）

(9) テレワークに関する要件を満たす者であつて、個人事業主であるものにあつては、(8)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 業務委託契約書等（申請日以降にテレワーク等により移住前の業務を継続して行うことを確認することができる書類）

イ 開業届の写し又は確定申告書の写し

ウ 確定申告書等（申請前3か月間における当該テレワーク業務の収入を確認することができる書類）

- (10) 関係人口に関する要件を満たす者にあつては、この要件を満たすことを証する書類
- (11) 起業に関する要件を満たす者にあつては、起業支援金交付決定通知書
- (12) その他市長が必要と認める書類

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の鴨川市移住就業支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に転入をした者に係る移住就業支援金について適用し、同日前に転入をした者に係る移住就業支援金については、なお従前の例による。